

北上市優良宅地等認定事務施行規則の一部を改正する規則

北上市優良宅地等認定事務施行規則（平成3年北上市規則第150号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(優良宅地認定の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、宅地設計説明書（様式第2号）、別表第1に掲げる図書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない</p> <p>(優良住宅認定申請の手続)</p> <p>第3条 法第28条の4第3項第7号ロ、<u>第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ</u>又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定に基づく優良宅地認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、優良住宅認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良住宅認定申請の手続の特例)</p> <p>第4条 住宅の新築工事着手後で公害工事完了前に<u>法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定に基</p>	<p>(優良宅地認定の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、宅地設計説明書（様式第2号）、別表第1に掲げる図書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。</p> <p>(優良住宅認定申請の手続)</p> <p>第3条 法第28条の4第3項第7号ロ、<u>第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ</u>又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく認定（以下「優良住宅認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に優良住宅認定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基づく優良宅地認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、優良住宅認定が可能な程度に当該工事が進ちよくしている場合においては、当該工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(優良宅地認定申請の手続の特例)</p> <p>第4条 住宅の新築工事着手後で公害工事完了前に<u>法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基</p>

づく優良宅地認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく優良住宅認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

様式第1号（第2条、第5条関係）

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

3 [略]

様式第3号（第3条、第4条関係）

[略]

租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ（第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第7号ロ）の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築

づく優良宅地認定を受けた者で、当該工事完了後に法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅認定を受けようとするものは、優良住宅認定申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に添付しなければならない。

(1) [略]

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく優良住宅認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) [略]

様式第1号（第2条、第5条関係）

[略]

[略]

備考 1 [略]

2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

3 [略]

様式第3号（第3条、第4条関係）

[略]

租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ（第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第7号ロ）の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する住宅の新築

であることの認定を申請します。

[略]

[略]

備考 1～3 [略]

- 4 法第31条の2第2項第16号ニの規定に基づく優良住宅認定の申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。また、法第31条の2第2項第16号ニの規定に基づく優良住宅認定のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。
- 5 法第31条の2第2項第16号ニの規定に基づく優良住宅認定のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別紙2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しない。
- 6 既に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく優良住宅認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた優良住宅認

であることの認定を申請します。

[略]

[略]

備考 1～3 [略]

- 4 法第31条の2第2項第15号ニの規定に基づく優良住宅認定の申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。また、法第31条の2第2項第15号ニの規定に基づく優良住宅認定のうち、中高層の耐火共同住宅に係る申請以外の申請の場合には、「中高層耐火共同住宅の階数」の欄は、記載を要しない。
- 5 法第31条の2第2項第15号ニの規定に基づく優良住宅認定のうち一団の住宅に係る申請の場合には、それぞれの住宅について別紙（別紙2）に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該一団の住宅の所在地及び名称並びに床面積の合計及び敷地面積を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄は、記載を要しない。
- 6 既に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく優良住宅認定を受けた住宅に係る法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅認定の申請の場合には、その旨並びに既に受けた優良住宅認

定の年月日及び番号を「その他必要な事項」の欄に記載してください。

7・8 [略]

定の年月日及び番号を「その他必要な事項」の欄に記載してください。

7・8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。